

林地開発許可申請に伴う河川管理者の同意取得に係る運用

令和4年9月9日 森保第758号
(最終改正 令和6年2月29日 森保第869号)

1 林地開発許可申請者が河川管理者に助言を求める事項

調査範囲の決定：§ 静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項（以下「審査基準」）別記2

1(1)

	河川管理者の役割	内容
A	助言(必要と認められる場合)	ピーク流量の増加率が1%未満の範囲であっても、安全に流下させることができないと判断される地点の確認

2 林地開発許可申請者が河川管理者に調整(確認・同意)を求める事項

狭窄地点の選定：§ 審査基準別記2 1(1)、1(1)ウ

	河川管理者の役割	内容
B	同意	調査範囲で「開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点」及びAで助言を受けた地点の選定

ネックポイントの選定：§ 審査基準別記2 2

	河川管理者の役割	内容
C	同意	狭窄地点のうち、「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」の選定

河川等への接続：§ 審査基準第2章第2の7(2)エ

	河川管理者の役割	内容
D	同意(排水計画における放流地点、放流量についての同意。※)	河川等まで導くよう計画された排水施設計画の確認

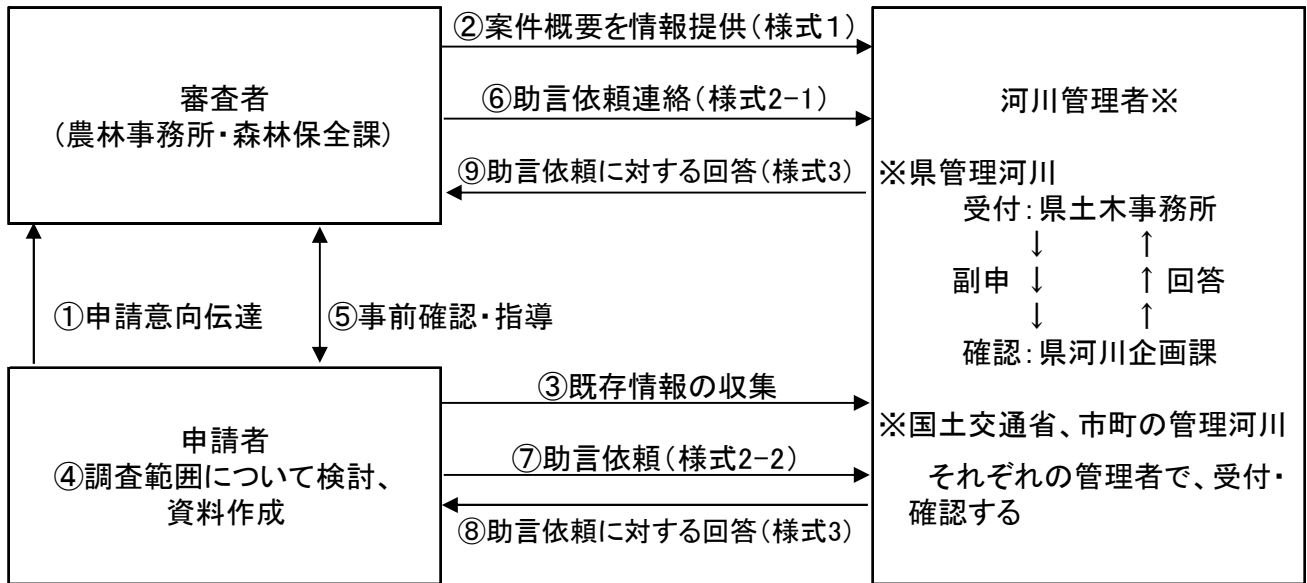
※放流施設の構造等は別途河川法第24・26条等の規定による許可申請が必要。

3 適用範囲

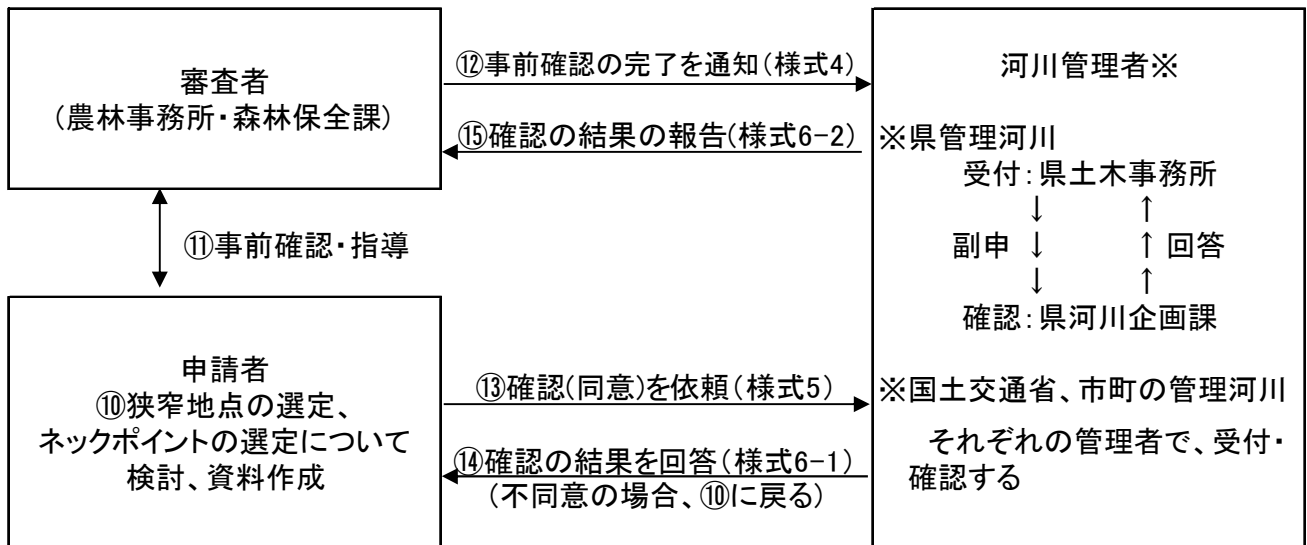
審査基準第2章第2の1(4)及び第3の1(4)に該当するもの。

※審査基準第2章第2の1(1)～(3)及び第3の1(1)～(3)については、本運用は適用せず、それぞれの基準により河川管理者と協議を行うものとする。

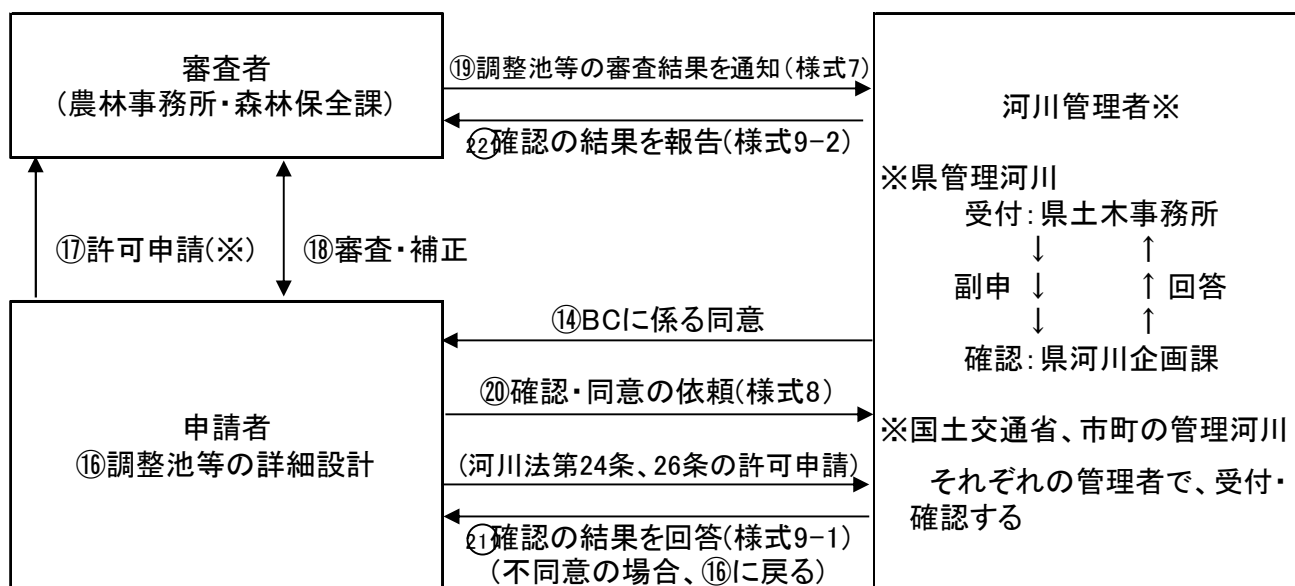
4 河川管理者の助言の流れ(A:調査範囲の決定)



5 河川管理者の確認・同意の流れ(B:狭窄地点の選定, C:ネックポイントの選定)



6 河川管理者の確認・同意の流れ(D:河川等への接続)



7 様式等

【「調査範囲の決定」に係る様式】

- 審査機関は、事業者から林地開発許可申請の事前相談があった場合は、当該事業者に対し、河川管理者の確認・同意を受ける事項について十分説明した上で、③の情報収集を行うよう指導するものとする。このとき、審査機関は、河川管理者に対し、**様式第1号**により開発行為の概要等を情報提供する。(②)
- 審査機関は、⑤において調査範囲の確認を行った後、Aについて**様式第2-1号**により申請者から河川管理者に助言を依頼する旨連絡する(⑥)。
- 申請者は、**様式第2-2号**により河川管理者にAについて助言を依頼する(⑦)。
- 河川管理者は、申請者、審査機関に**様式第3号**により回答する(⑧⑨)。

【「狭窄地点」及び「ネックポイント」の選定に係る様式】

- 審査機関は、⑪の確認を了した旨を、**様式第4号**(チェックリスト(様式第4-2号)を付す)により河川管理者に通知する(⑫)。
- 申請者は、**様式第5号**により河川管理者にB,Cについて確認を依頼する(⑬)。
- 河川管理者は、申請者に**様式第6-1号**により回答し(⑭)、⑭の回答をした旨を**様式第6-2号**により審査機関に報告する。(⑮)

【「河川等への接続」に係る様式】

- 審査機関は、⑱の審査の結果、調整池等の設計について、審査基準に照らして適正と判断した際は、その旨を**様式第7号**(チェックリスト(様式第7-2号)を付す)により河川管理者に通知する。(⑲)
- 申請者は、**様式第8号**により河川管理者にDについて確認を依頼する(⑳)。
- 河川管理者は、**様式第9-1号**により申請者に回答(㉑)した旨を、**様式第9-2号**により審査者に通知する(㉒)。

【提出方法及び部数】

申請者及び審査機関から河川管理者への資料の提出については、以下により取り扱うこと。

河川区分	提出者	提出先	提出方法	部数
県管理河川	申請者	県土木事務所	郵送又は持参	2部
	審査機関	県土木事務所 (県河川企画課※)	メール	— (紙送付は不要)
上記以外	申請者・審査機関	各河川管理者に確認すること		

※県土木事務所への送付と同時に、参考送付（CCで可）する。

8 その他

(1) 貯水池等の設置等

審査基準上、下記についても河川管理者との調整が必要であるが、まれなケースである為、案件ごと個別に対応するものとする。

§ 審査基準第2章第4の1

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者や利水者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 変更の取扱い

事業計画を変更する際、変更後の計画が、同意を得た内容より河川等への負荷を増加させる場合は、改めて河川管理者との調整を行うものとする。

この場合、変更の内容に応じ、下表により取り扱うものとし、4から6のうち必要な手続を実施する。下表に該当しない場合にあつては、申請者は変更の内容及び河川への負荷の増減を整理し、審査機関の確認を受けた上で、河川管理者の確認を受けること。

変更の内容	河川管理者に調整(確認・同意)を 求める事項
開発区域面積の増加	A, B, C
「流域変更」区域の変更	A, B, C
下流河川の改修範囲・構造等の変更※1	B, C
洪水調整池からの放流量の増加※2	D
河川へ接続する排水施設の位置や構造の変更	D

※1 河川の流下能力の減少が生じる場合。

※2 例：直接放流量の減少に伴うもの。ただし、直接放流量と洪水調整池からの放流量の計が、変更前の計画に比べ増加する場合。

(参考1：河川管理者の確認・同意に係る必要書類の例)

下記を参考に、審査機関がチェックリスト（様式4-2号、様式7-2号）の項目を確認できる資料の提出を求める。

【Aに係る必要書類】

区分	書類	記載項目
資料	・事業（開発行為）の概要	開発事業概要
	・ピーク流量1%増加範囲の算定結果一覧(A)	流域下流地点の流量増加率一覧（開発中及び開発後）
図面	・位置図	①事業地 ②河川等
	・流域系統図	①河川の位置 ②集水区域
	・土地利用計画平面図	①地形、地物、標高 ②開発区域 ③施設又は工作物等の位置及び内容 ④行政界 ⑤切土・盛土の勾配

【B, Cに係る必要書類】

区分	書類	記載項目
資料	・調査箇所選定方法の考え方 (B)	調査箇所の選定方法 (例 ○m毎+勾配等変化点+小断面点)
	・流域面積及び流出係数計算 (B)	流量計算に必要な諸要素
	・各地点の流下能力検討書（流量計算書）(B)	流下断面や河川構造等、及び流下能力の計算
	・流下能力検討結果一覧表 (C)	流下能力の一覧及びネックポイント
	・算出根拠（出典元）	
	・現況写真	
図面	・位置図	①事業地 ②河川等
	・流域系統図	①河川の位置 ②流下能力検討断面位置 ③集水区域
	・土地利用計画平面図	①地形、地物、標高 ②開発区域 ③施設又は工作物等の位置及び内容 ④行政界 ⑤切土・盛土の勾配

	・河川縦断図	
	・河川断面図	(流下能力検討書に記載する場合は省略)
	・河川改修に係る構造図等	

【Dに係る必要書類】

区分	書類	記載項目
資料	・調整池容量計算書	
	・放流量計算書（オリフィス計算）	
	・余水吐計算書	
	・排水施設計算書、及び結果一覧表	
	・算出根拠（出典元）	
	・現況写真	
図面	・土地利用計画平面図	①地形、地物、標高 ②開発区域 ③施設又は工作物等の位置及び内容 ④行政界 ⑤切土・盛土の勾配
	・流域系統図	①河川の位置 ②流下能力検討断面位置③集水区域
	・排水系統図	①集水区域 ②直接放流区域 ③排水施設の位置、構造 ④吐出口位置、放流河川、水路名 ⑤防災施設の位置
	・防災施設構造図	①正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図 ②構造各部の仕上り寸法 ③材料の種類及び寸法 ④基礎工の種類及び寸法 ⑤調整池の水位及び容量
	・河川改修に係る図面（縦横断図、構造図等）	

(参考 2 : 県土木事務所の河川管理担当課及び管轄市町)

土木事務所	担当課	管轄市町
下田土木事務所	企画検査課	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海土木事務所	企画検査課	熱海市、伊東市
沼津土木事務所	企画検査課	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士土木事務所	企画検査課	富士市、富士宮市
静岡土木事務所	企画検査課	静岡市
島田土木事務所	企画検査課	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
袋井土木事務所	企画検査課	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
浜松土木事務所	企画検査課	浜松市、湖西市